

「改正著作権法を正しく知っておこう」 ～スマホやネット時代の身近な使い方～

著作物は、著作者（＝作者と制作に携わった人や会社）によって作られたものです。作った人たちの権利を守り、著作物を勝手に使われないようにする法律が著作権法です。権利を守ることにより、作品を作る方の収入を安定させ、より多くの作品が生まれます。デジタルの普及によってデジタルコピーが容易になった現代、著作権法の改正(2020年6月改正)を知っておくことは、著作権法侵害を防ぐ最適な方法です。

1 全ての海賊版のダウンロードは違法に

違法ダウンロードの規制対象は音楽と映像のみでしたが、今回の改正で規制対象を漫画や書籍、新聞、論文、ソフトウェアのプログラムなど全ての著作物に広げました。

この結果、音楽や映像に加えて、雑誌や書籍ほか著作物全般のダウンロード行為そのものが違法となりました。（ただし著作側・制作側がダウンロード販売を許可したものは除く）。また、商用著作でなく個人がネット上に公開したものも、本人の同意なくダウンロードすることはできません。たとえ私的利用であっても、許可のない配信サイト等からダウンロードすれば、民事・刑事罰の対象になります。ダウンロードは正規版を購入し、正規版の方をダウンロードしましょう。

2 普段何気なくやっていることは、大丈夫？ 具体例で著作権を考えよう。

(ア) プロフィール画像や待ち受け画像

スマホの待ち受けや壁紙などは、「私的利用」。でもネットで共有されるビデオ会議の背景の転用はアウトです。プロフィール画像は当然ネットで公開されるものなので、転用したいなら利用許可があるものにしましょう。



(イ) 歌ってみた、踊ってみた

JASRACが管理する楽曲は利用が許諾されているサービスの中では使えますが、カラオケ音源には別の権利があるので、権利侵害になることも。レコード会社等から許可を得た音源を使用する場合や弾き語り動画などは、大丈夫です。



※JASRACのHPは以下です。→ 「<https://www.jasrac.or.jp/news/20/ugc.html>」
(利用許諾契約を締結しているUGCサービスの一覧)

(ウ) ゲーム実況をしたいなら、ゲームの権利を持つ会社のWebサイトで確認してから！

観戦して楽しんだり、ゲームの攻略法を研究したり、どんなゲームかを知るためにのぞいたり、様々な目的で多くの人に見られているゲーム実況ですが、許諾有りの動画サービスでの配信ならOK、使い方の決まりを守ればOKなど、権利関係は複雑で難しく、ゲームにより異なります。また、特定の人に個別に許可しているケースもあります。誰かがやっているからOKと判断せずに、必ず事前にゲーム会社へ確認をしましょう。



※上手にネットと付き合おう（安心安全なインターネット利用ガイド）総務省HPより
引用元 https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/case/plus_copyright.html

本メールに関して御質問、お問い合わせがある場合は下記まで御連絡ください。
【担当】福井県安全環境部県民安全課 ☎:0776-20-0745（直通）